

第1回舞鶴市総合教育会議

次 第

日時：平成27年6月1日（月）

14:00～

場所：市役所本館4階第2委員会室

1. 挨拶

2. 出席者紹介

3. 総合教育会議について

総合教育会議の趣旨

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

舞鶴市総合教育会議設置要綱

資料1

資料2

4. 協議

(1) 教育振興に係る「大綱」策定について

協議資料

資料3

(2) その他

5. その他

次回開催予定

7月中に第2回会議開催

6. 閉会

第1回舞鶴市総合教育会議出席者名簿

職 名	名 前
市 長	多々見 良 三
教 育 長	佐 藤 裕 之
教 育 委 員	小瀬木 良 和
	荒 木 穂 積
	南 賀 子
	岸 本 純 子
	荻 野 隆 三

<担当部署>

職 名	名 前
企画管理部長	入江 秀人
企画室長兼企画政策課長	西嶋 久勝
健康・子ども部長	福田 豊明
健康・子ども部次長兼子ども支援課長	左織 誠
健康・子ども部子ども育成課長	北川 晴美
教育委員会指導理事	奥水 孝志
教育振興部長	瀬川 治
教育振興部次長兼社会教育課長	吉岡 博之
教育振興部教育総務課長	川崎 弘史
教育振興部教育総務課主幹	岸口 定史
教育振興部学校教育課長	森下 敏宏
教育振興部学校教育課指導担当課長	廣瀬 直樹
教育振興部学校教育課主幹	南部 浩一
教育振興部学校教育課主幹	小酒由美子
教育振興部図書館課長	小東 幸夫
教育振興部中央公民館長	山口 裕
教育振興部中央公民館主幹	谷 慎一郎
教育振興部スポーツ振興課長	小谷 裕司
教育振興部スポーツ振興課主幹	神社 啓明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

- 第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。
- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認められるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（大綱の策定）

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情の応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

舞鶴市総合教育会議設置要綱（案）

（設置目的）

第1条 市長と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題や目指すべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第一条の四に基づき、舞鶴市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合であって会議において非公開と決定した場合は、この限りではない。

(1) 個人情報等非開示情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

（会議録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその会議録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないこ

とができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局を教育振興部教育総務課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第 1 回舞鶴市総合教育会議 協議資料（案）

Ⅰ. 教育振興「大綱」の趣旨について

少子高齢化が進行するとともに人口減少が続く中で、平成27年3月に策定した本市総合計画・後期実行計画に基づいたまちづくりの基本方針は、本市の特色ある歴史、文化、豊かな自然等の魅力などの地域資源を最大限に活かし、「心豊かに暮らせるまちづくり」、「安心のまちづくり」、「活力あるまちづくり」を推進することにより、定住人口の減少抑制と交流人口の拡大を図ることとしています。

また、本市の将来を担うのは、まさに次の世代である子どもたちであり、その人材育成を図るための教育の役割は大変重要であることから、教育の再生・振興を図ることは、将来の地域社会の発展をもたらす基盤であり地域振興の原動力となるものです。

こうしたことを踏まえ、本市の教育全般に及ぶ基本方針である「大綱」を定めるものです。

Ⅱ. 「大綱」の対象範囲について

「大綱」の範囲は、次世代の人材を育成するための乳幼児期から義務教育までの教育の充実、子育て支援をはじめ社会教育の推進及び文化財の保護・活用、スポーツの振興等に関することとします。

Ⅲ. 「大綱」策定にあたっての考え方

「大綱」の内容については、本市における0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実、すなわち幼保小中連携体制のもとでの教育内容の充実と、教育と子育て支援の連携等の推進を図るものとします。

そして、中学を卒業する15歳までには、自らの考えをしっかりと持って、2つの“ジリツ”、親から自立していく「自立」と正悪の判断ができ自らを律することができる「自律」を備えた子どもの育成が大切であり、早い時期に自らの目標を持つ子どもの育成が必要です。そのうえで、その夢の実現のために必要な学力の向上や特性を伸ばすことへの取り組みをはじめ個に応じた教育環境づくりが大切です。

また、本市の特色ある自然、文化、歴史等の魅力を学び、体験する教育を推進す

ることにより、ふるさと舞鶴を愛することの育成が重要だと考えます。

合わせて、教職員の資質の向上や教育環境の整備、地域ぐるみのもとでの教育支援も必要です。

さらに、社会教育やスポーツの振興を推進することにより、市民文化の醸成や健康対策、さらにはまちづくりの振興にも寄与するものとする必要があります。

IV. 計画期間

平成27年度から平成30年度の4年間

V. 「大綱」の主な内容（案）

1. 基本理念

0歳から15歳までの切れ目のない教育環境の充実と本市の特色ある歴史、文化、自然などの地域資源を活かした教育環境づくりを行い、夢を育み夢に向かって自らの将来を切り拓き、力強く生き抜き、そして相手を思いやる、知・徳・体のバランスのとれた次代を担う人材の育成を地域社会全体で取り組むとともに、誰もが生涯にわたり学習できる環境づくりを推進する。

・ どういった子どもの育成を目指すか、目指すべき子ども像

2. 基本目標（大項目）

- (1) 0歳から15歳の教育の充実
～幼児教育・学校教育の充実～
- (2) 歴史・文化資源等の活用
- (3) 社会教育の充実
- (4) スポーツの振興
- (5) 教育と子育て支援の連携推進

3. 項目別内容

- (1) 0歳から15歳の教育の充実について
 - ◎ふるさと「舞鶴」を愛する心を育む教育の推進
 - ふるさとの歴史、文化、自然の学びと社会体験の推進等

◎質の高い幼児教育の推進

◎こどもの夢をかなえる学校教育の推進

学力の向上対策、個人の特性を伸ばす個に応じた教育の推進等

◎切れ目ない教育の推進

小中一貫教育、幼保小中連携の推進等

◎学校・家庭・地域連携の推進

◎体力の向上

◎いじめ・不登校対策の推進

◎教師の資質向上

◎教育環境の充実

(施設整備の推進、貧困家庭への対応等)

(2) 歴史・文化資源等の活用について

本市の特色ある歴史・文化資源等の価値や魅力を再認識しその活用を図るために“歴史文化基本構想”を策定し、ふるさとへの誇りと愛着を深めるとともに文化都市舞鶴のまちづくりを推進する。

(3) 社会教育の充実について

子どもの教育の原点である家庭教育の支援をはじめ、野外体験活動や地域活動等を支援するとともに、市民の生きがいづくりや生涯にわたる多様な学びの環境整備など社会教育の充実を図り、心豊かに暮らせるまちづくりを推進する。

(4) スポーツの振興について

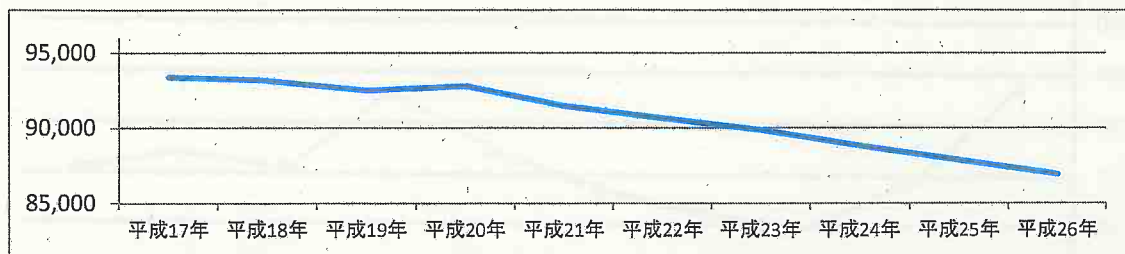
レスリング競技のインターハイ開催等を契機としてレスリング競技の活発化をはじめ市民のスポーツ振興を図るとともに大規模な大会の開催等による交流人口の拡大を図る。

(5) 教育と子育て支援の連携推進について

子ども・子育て支援新制度に基づき、幼保連携による幼児期の教育や保育の充実、さらには子育て支援施策を総合的に推進する。

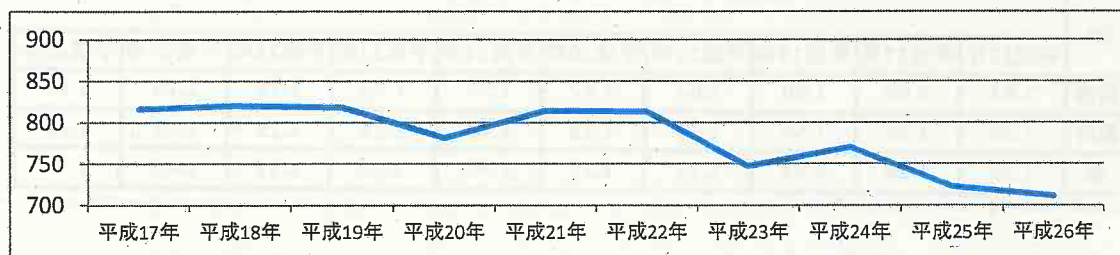
1. 人口の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生数	93,425	93,192	92,529	92,831	91,498	90,695	89,899	88,869	87,909	86,967



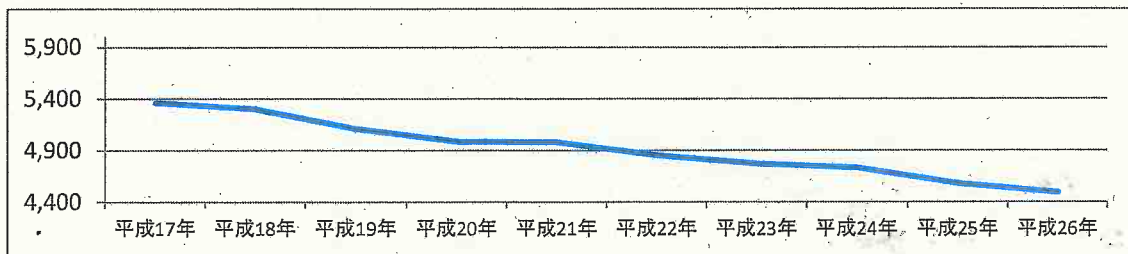
2. 出生数の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生数	817	821	819	782	815	814	748	771	723	712



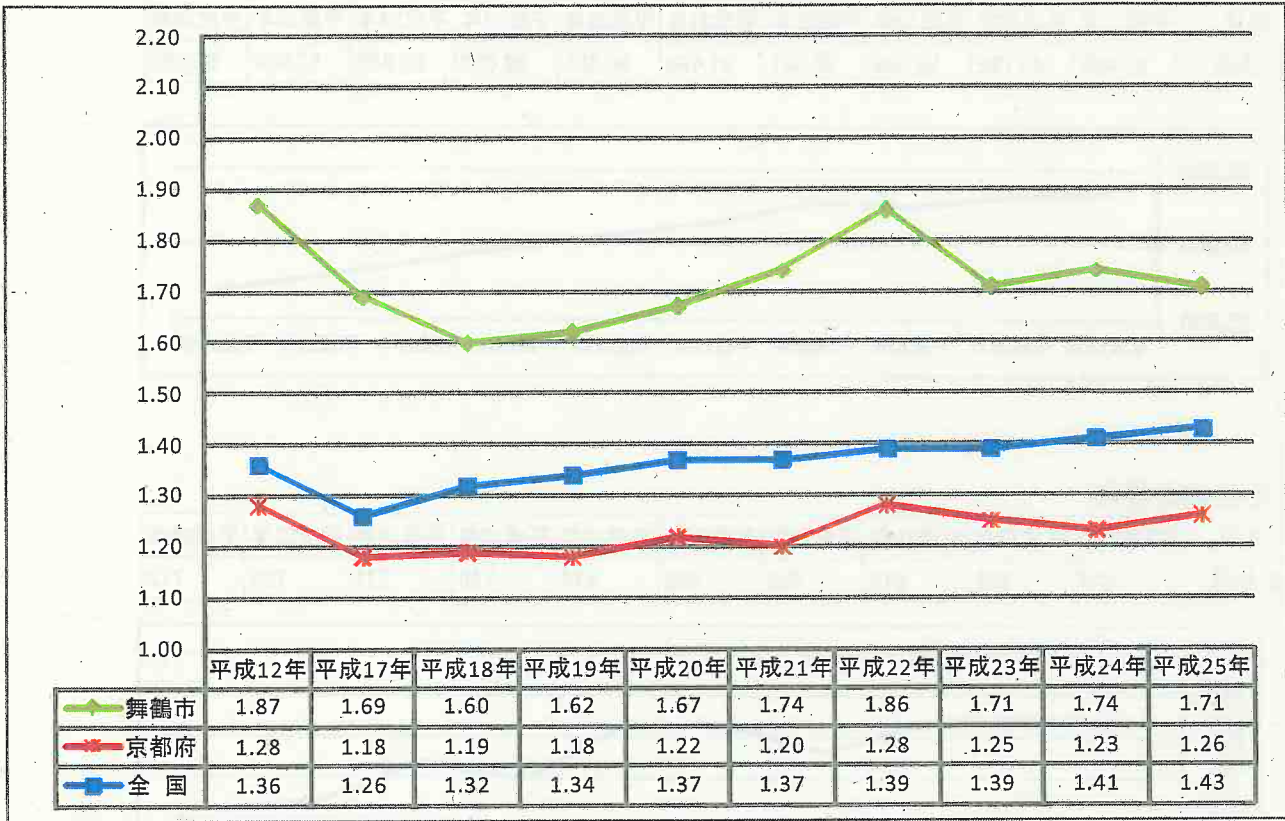
3. 就学前児童数の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0~5歳児 各年4/1現在	5,366	5,306	5,115	4,992	4,984	4,858	4,776	4,735	4,584	4,497



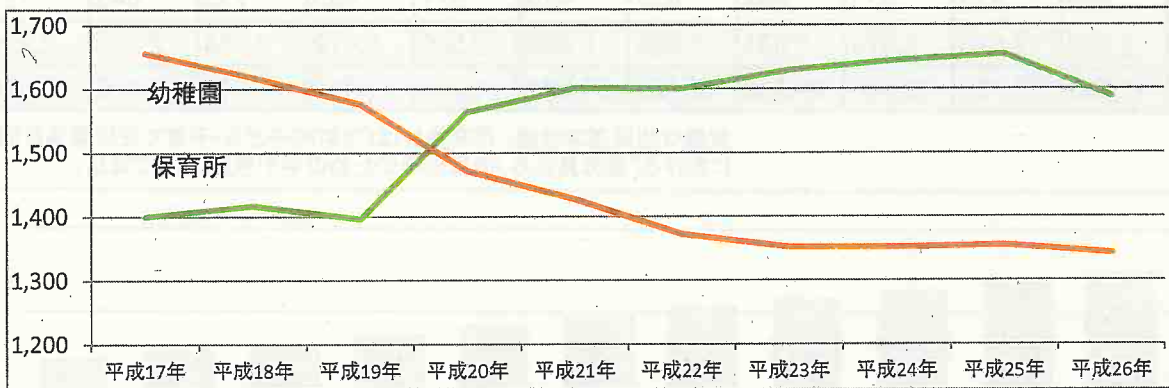
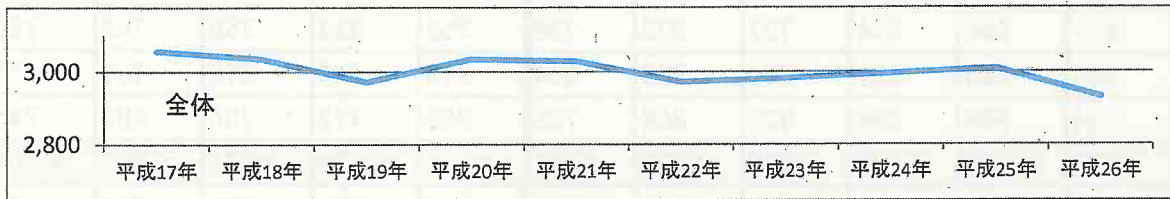
4. 合計特殊出生率の推移・比較

合計特殊出生率の推移・比較



5. 「幼稚園」と「保育所」の児童数の推移

区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
保育所	公立	396	376	378	392	414	382	367	370	356	322
	民間	1,005	1,042	1,019	1,173	1,188	1,219	1,263	1,275	1,299	1,267
	計	1,401	1,418	1,397	1,565	1,602	1,601	1,630	1,645	1,655	1,589
幼稚園	市立	78	82	72	64	60	54	50	54	45	41
	私立	1,579	1,537	1,505	1,408	1,368	1,319	1,303	1,298	1,311	1,302
	計	1,657	1,619	1,577	1,472	1,428	1,373	1,353	1,352	1,356	1,343
合計	3,058	3,037	2,974	3,037	3,030	2,974	2,983	2,997	3,011	2,932	

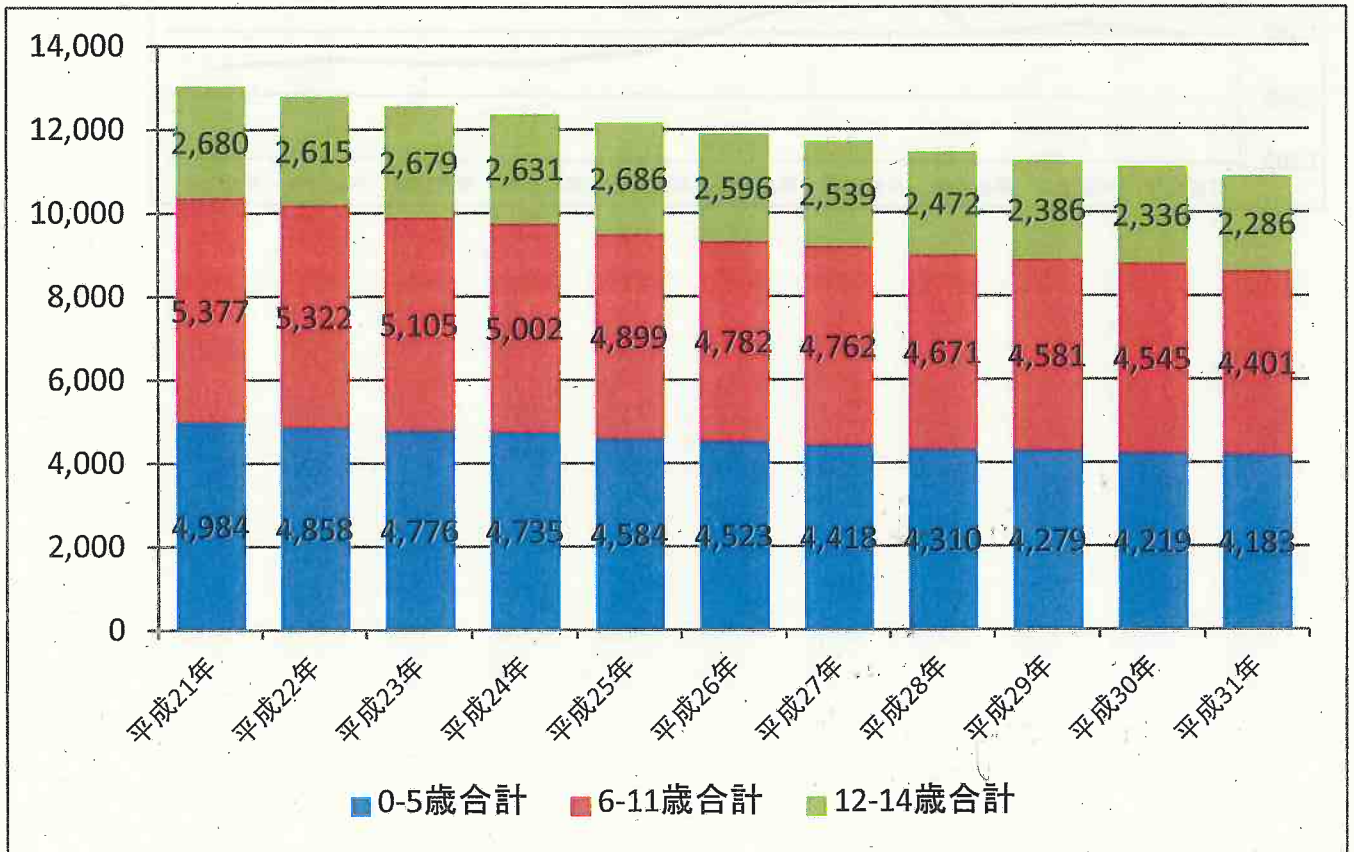


6. 人口(乳幼児～小学生～中学生)の推移(推計)

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	815	814	748	771	723	741	729	721	712	698	687
1歳児	805	835	821	741	760	720	735	724	718	710	695
2歳児	861	796	822	814	731	751	712	727	716	710	702
3歳児	807	835	780	812	808	723	740	704	718	707	701
4歳児	793	788	826	772	794	797	709	728	690	706	695
5歳児	903	790	779	825	768	791	793	706	725	688	703
0-5歳合計	4,984	4,858	4,776	4,735	4,584	4,523	4,418	4,310	4,279	4,219	4,183
6歳児(小1)	820	884	780	762	827	762	786	787	700	719	682
7歳児(小2)	896	806	882	785	758	827	762	785	786	701	719
8歳児(小3)	969	888	802	869	789	755	825	760	784	784	699
9歳児(小4)	857	946	874	797	873	786	752	823	758	782	782
10歳児(小5)	961	843	931	864	793	864	778	744	815	751	775
11歳児(小6)	874	955	836	925	859	788	859	772	738	808	744
6-11歳合計	5,377	5,322	5,105	5,002	4,899	4,782	4,762	4,671	4,581	4,545	4,401
12歳児(中1)	879	866	938	835	923	854	783	854	768	734	803
13歳児(中2)	872	877	864	932	831	913	845	775	845	759	726
14歳児(中3)	929	872	877	864	932	829	911	843	773	843	757
12-14歳合計	2,680	2,615	2,679	2,631	2,686	2,596	2,539	2,472	2,386	2,336	2,286
合計	13,041	12,795	12,560	12,368	12,169	11,901	11,719	11,453	11,246	11,100	10,870

実績は住民基本台帳。将来推計は『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』に沿って算出。



7. 年度別児童生徒数の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	5,460	5,406	5,420	5,405	5,315	5,270	5,058	4,963	4,867	4,693
中学校	2,590	2,580	2,595	2,597	2,600	2,555	2,607	2,574	2,603	2,524

(学校基本調査:各年5月1日時点)



8. 平成26年度全国学力学習状況調査(児童生徒質問問題調査)の結果より

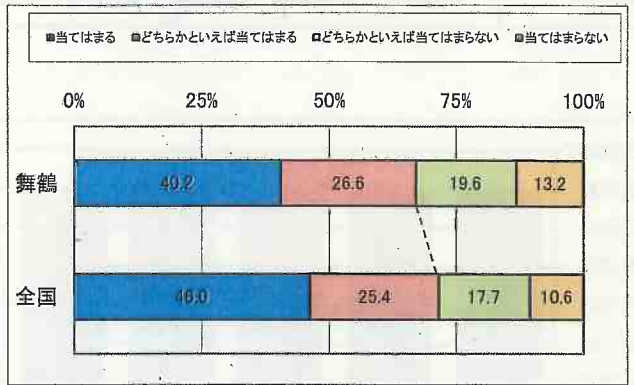
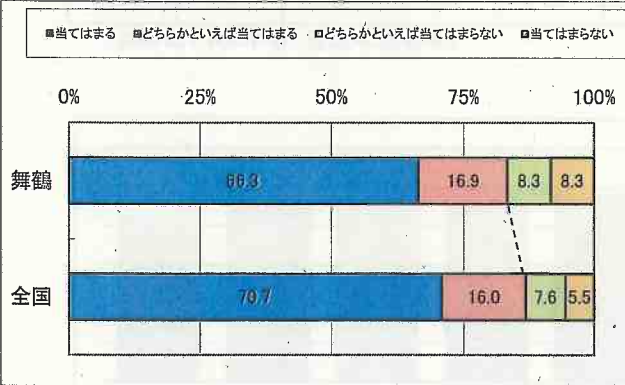
小学校(6年生)

中学校(3年生)

将来の夢や目標を持っていますか

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	66.3	16.9	8.3	8.3
全国	70.7	16.0	7.6	5.5

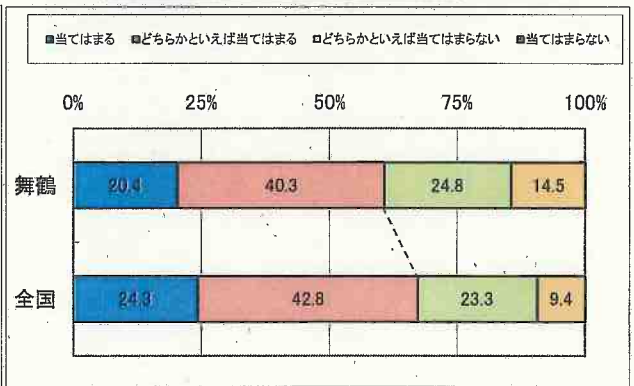
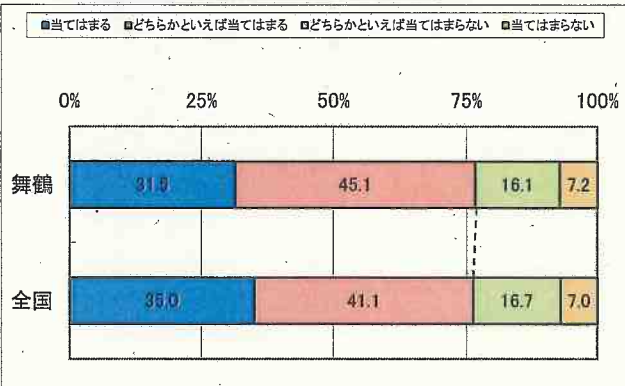
	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	40.2	26.6	19.6	13.2
全国	46.0	25.4	17.7	10.6



自分にはよいところがあると思いますか

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	31.5	45.1	16.1	7.2
全国	35.0	41.1	16.7	7.0

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	20.4	40.3	24.8	14.5
全国	24.3	42.8	23.3	9.4



平成26年度全国学力学習状況調査(児童生徒質問問題調査)の結果より

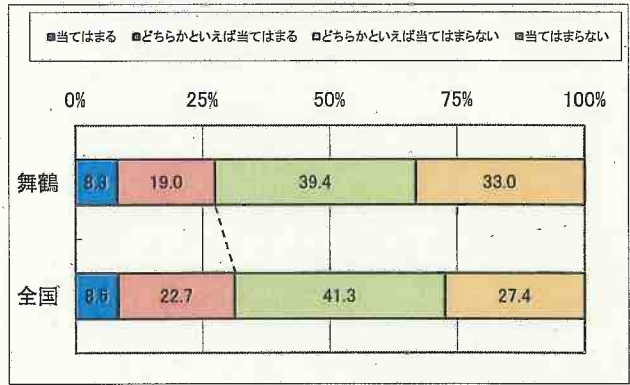
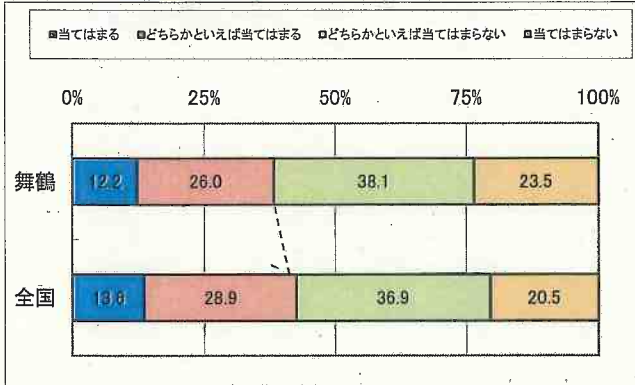
小学校(6年生)

中学校(3年生)

地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	12.2	26.0	38.1	23.5
全国	13.0	28.9	36.9	20.5

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	8.3	19.0	39.4	33.0
全国	8.5	22.7	41.3	27.4



人の役に立つ人間になりたいと思いますか

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	74.8	19.1	4.4	1.7
全国	72.0	22.0	4.0	1.8

	当てはまる	どちらかといえば当てはまる	どちらかといえば当てはまらない	当てはまらない
舞鶴	68.4	24.4	3.2	3.7
全国	72.8	21.2	3.9	1.9

